

海外調査報告

—偽造・盗難等に対する事前予防策について—
(2005年5月26日)

金融庁総務企画局政策課
金融研究研修センター—研究官
杉浦宣彦



目次

1. 諸外国のペイメントカード不正使用の現状
ー特に欧州を中心にしてー
2. 諸外国の金融機関等がとっている予防策について



1. 諸外国のペイメントカード不正使用の現状 —特に欧州を中心に—

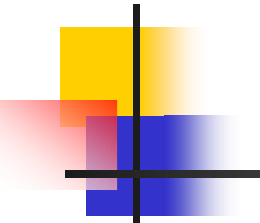
・最近の不正取引の動向

欧州全体ではペイメントカードの不正利用率は年々減少の傾向。

(例) フランス ペイメントカード不正取引率

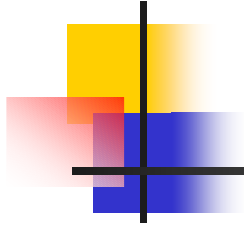
1990年 0.123% → 2000年 0.026%

* 不正利用とは？ 偽造・紛失・盗難・CNP(カード提示がない利用)・ID窃盗など

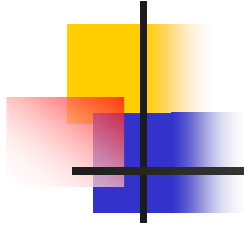


しかし被害額は、上昇傾向にある(独・仏共通)。
(理由)インフラの共通化で、外国での利用が可能に。
休養地等でのスキミングなどが多発。
デビットカード利用による犯罪の増加

英: 件数・総額ベースで上昇傾向。(2000年以降)
(原因) ①ICカード化の遅れ
②ATMをめぐる犯罪の増加



- ③郵便窃盗が急増
(2004年:対前年度比 62%増)
ICカードの大量発送が窃盗団のターゲットに…。
- ④フィッシング等によるID窃盗の増加。
CNP(カード番号を利用した犯罪)の増加。
インターネット金融取引の増加も要因か？
- ⑤海外でのスキミング被害の増加。



(米) 正確な統計値はない。

限度額引下げやモニタリング等の効果

→ キャッシュカードをめぐる被害は
減少傾向に。

電子商取引の拡大

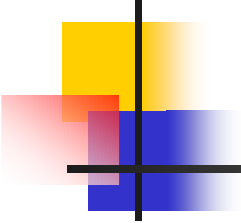
→ フィッシング詐欺やID窃盗が問題に



2. 諸外国の金融機関等がとっている予防策について

2-1. 事前予防策を考える上での基本的な考え方

- 「金融機関として円滑な取引を顧客に保障する」
＝決済機関としての安定性の維持
- 顧客(利用者)へのリスクの説明や責任分担ルールの開示
 - どこまでの責任分担が可能か
 - 技術向上があっても、犯罪はその上をいく・・・。
 - 金融機関としてできる限界と顧客がすべき対策は何か



2-2. 具体策

①利用者教育

- ・学校や消費者団体を通じた金融教育。
- ・ペイメントカード(クレジットカードも)をめぐるリスクについての正しい知識の普及(パスワード等の管理やフィッシングへの対処等も含む)。
- ・ステートメント等の中に注意を促す文章を入れる。

②口座限度額を下げる

補償金額を下げる意味だけではなく、犯罪のインセンティブを下げる役割も・・・。

(例)バークレイズ銀、アービーナショナル銀

1日あたりの利用額をGBP500からGBP300へ



③顧客向けホットラインの設置

24Hr対応。即時対応。

④カードの交換・有効期限の設定

新しい技術への対応のため

PINナンバー等の変更をその度に利用者に促す。

(PINナンバーの選択は、金融機関が決めるケースと顧客が最初から決める場合と2通りある。桁数は、4桁が現在も主流。)



⑤技術的対策

－ICカード化の早期推進

（米国は当面、磁気ストライプ形式のまま）

－アンチ・スキミング・デバイスのATMへの装着

英仏の大手銀行で導入が広がっている。

－PINの暗号化（3DES）

－不正利用検知システムの導入

クレジットカード取引データ等もいれて総合的に判断。



一 情報システムセキュリティ監査の導入

- ・ ISO等様々な基準の存在
 - ・ ATMなどの預金支払部分だけではなく、システム全体としてのシステムセキュリティの監査の実施
- 政府外郭団体や業界団体による技術基準やルールの策定
(独では、システム監査法人の監査報告を監督官庁に提出する制度がある。)



大手金融機関に限らない全体のレベルの向上に……。ただし、業務・規模などの要因によりどの程度までやるかについては、経営判断としての割り切りも存在する。